



京都府亀岡市の温室バナナ(収穫前) (近畿農政局撮影)

え！京都府産バナナ？ (京都府亀岡市)

猛暑であった夏も過ぎ、秋の気配がする中、亀岡市のハウスでは、南国で見られるような大きな葉っぱが生い茂っています。

生産者である京都市の新規就農者、奈佐さんにお話を伺ったところ、「1年前に法人を立ち上げ、全国で少しずつ増えている国産バナナ生産に取り組み、今年7月、京都府産バナナを初めて収穫、京都市内のカフェや洋菓子店に出荷、また直売所でも販売し、好評だ」とのこと。

近畿管内では、兵庫県姫路市、和歌山県海南市、紀の川市でも国産バナナ生産が行われています。

◆◆ 主な内容 ◆◆

【インフォメーション】

- ・農産物の脱炭素の「見える化」をしてみませんか

近畿農政局からのお知らせ

- ・「グリーンな栽培体系を学ぶ第1回オンラインセミナー」の開催
- ・BUZZ MAFF「となりの近畿」眼下に琵琶湖が広がる棚田で稲刈りをしてみた！

和歌山県拠点からのお知らせ

- ・「棚田米」が繋ぐ都市と農村の交流
～和歌山県橋本市×大阪府泉大津市の連携協定～

【トピックス】

- ・基盤整備・農業用施設・機械等を農地面積の大小にかかわらず、手軽に迅速に支援します。

公式SNS



←農林水産省公式Facebook、Twitter及びYouTubeは、近畿農政局ホームページからもアクセスできます。

新鮮mini情報のバックナンバーは、「近畿農政局 ミニ情報」で検索できます。

農林水産省

農産物の脱炭素の「見える化」をしてみませんか

農林水産省では、フードサプライチェーンにおける脱炭素化を推進するため、農産物の生産段階における温室効果ガスを算定できる「温室効果ガス簡易算定シート」(試行版)を作成しましたので、是非お試しください。

1. 趣旨

「みどりの食料システム戦略」が目指す持続可能な食料システムを構築するためには、フードサプライチェーン全体で脱炭素化を推進するとともに、その取組を可視化し、気候変動対策への資金循環や持続可能な消費行動を促すことが必要です。

当省では、令和2年度から「フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会」を開催し、生産段階の温室効果ガスを算定できる「温室効果ガス簡易算定シート」の検討を行ってきました。このたび、本シートを試行版として、関心のある生産者や地方自治体、民間企業等に広くご利用いただけるようになりました。

利用を希望される方は、農林水産省ウェブサイトから登録してください。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/b_kankyo/santeiapply.html



農産物の温室効果ガス簡易算定シートの概要

- ・生産者が生産段階で実際に使用する農薬・肥料等の資材投入量や農業機械や施設暖房等のエネルギー投入量等を入力することで、温室効果ガス排出量が算定できます。

[illegible]

2.簡易算定シートのポイント

- ・生産者が生産段階で実際に使用する農薬・肥料等の資材投入量や農業機械や施設暖房等のエネルギー投入量等を入力することで、温室効果ガス排出量が算定できます。
 - ・地域の慣行農法を想定して算定した排出量（標準値（都道府県別又は地域別））と比較して、削減量や削減率を算出できます。
 - ・現在の対象品目は米、トマト（露地と施設）、キュウリ（露地と施設）の3品目です。今後、対象品目を拡大していく予定です。
 - ・分解しにくい形態の炭素を長期間地中に貯留する技術であるバイオ炭の農地施用や水田からのメタン排出を削減する栽培技術である中干し期間の延長による温室効果ガスの削減効果を反映することが可能です。
 - ・先行して行った本シートによる算定結果を利用して、温室効果ガス削減効果を「見える化」した農産物を実証販売します。
（実施者、実施時期・場所については以下のURLをご確認ください。）
- 

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka_tenpo.html



農政局からの お知らせ

◆「グリーンな栽培体系を学ぶ第1回オンラインセミナー」の開催

農林水産省は、「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を組み合わせた「グリーンな栽培体系」の取組を学ぶオンラインセミナーを開催します。

1. 開催日時
令和4年10月26日（水曜日）13時00分～16時10分
ZOOMまたはYouTubeでご視聴できます。
2. 内容
(1) 講演「総合的病害虫管理（IPM）と天敵利用」
(2) 産地発表（福井県、愛知県）
(3) 講演「緑肥等の有機物による土づくりと化学肥料代替」
(4) 産地発表（滋賀県、兵庫県）
3. 参加申込方法
以下のHPからお申し込みください。開催当日までに、視聴用URLをお送りします。
<https://hubs.ly/Q0112NBNO>（外部サイト）
4. 申込締切
令和4年10月19日（水曜日）
5. 問合せ先
農林水産省農産局技術普及課担当者：淵上、池田、道端 代表：03-3502-8111（内線5199）
ダイヤルイン：03-3501-3769

◆ BUZZMAFF「となりの近畿」眼下に琵琶湖が広がる棚田で稲刈りをしてみた！



近畿農政局ではBUZZMAFF「となりの近畿」をYouTubeで配信中です。
第3話では、滋賀県高島市の棚田で、眼下に琵琶湖が広がる美しい風景の中、楽しく稲刈りをしています。
ぜひご覧ください。



詳しくはこちら（BUZZMAFF ホームページ）
<https://www.maff.go.jp/j/pr/buzzmaff/>

和歌山県拠点 からのお知らせ

◆「棚田米」が繋ぐ都市と農村の交流 ～和歌山県橋本市×大阪府泉大津市の連携協定～

橋本市では、令和2年から大阪府泉大津市との間で、「農業連携による地域間共存共生の取組」を進めています。

これまで、①橋本市の若手農家が泉大津市内で開催されたマルシェに参加、②橋本市芋谷地域の棚田米を泉大津市の学校給食用に納入、③泉大津市の小中学生を対象に出前授業を実施するなど、両市の連携強化に取り組んできました。



両市の連携を更に深めるため、令和4年8月19日、橋本市柱本の「芋谷の棚田」で両市長により「持続可能な農業の推進と安定的な食料の供給・確保に向けた連携に関する協定」を締結する調印式が行われました。



調印式に引き続いて、今年2月に「芋谷の棚田」がつなぐ棚田遺産に認定されたことを記念する石碑の日除幕式が行われました。

当拠点では、「芋谷の棚田」の取組をはじめとする農村と都市の交流を支援していくことにしています。

基盤整備・農業用施設・機械等を 農地面積の大小にかかわらず、手軽に迅速に支援します。

令和4年度版 農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域内において、農地の集積を進めるため、暗渠排水や区画拡大等の生産基盤の条件整備を支援します。

<小さなものでも、いつでもすぐに支援します>

- 農地の面積にかかわらず実施できます
- 申請は年に1度ではなく、複数回受付けます（いつでも申請可）

農地の改善や、営農の定着に向けた支援



<支援(補助)の要件>

- 対象農地は、農地中間管理事業の重点実施区域内の農用地区域
- 受益者は、農地所有者（出し手）を含めて2者以上。
- 総事業費が200万円/件以上。
※ 基盤整備による工事費で200万円以上となること
- 補助率：対象経費の2分の1以内等

【支援の流れ】



※ 代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがある団体であって、認定農業者等のうち、人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること。

※ 本要件は地積農地集積型の要件のため、他の型の要件についてはお問い合わせください。

<申請に当たっての留意事項>

本事業の申請に当たっては、府県農地中間管理機構から農地を借り受ける必要があります。まずは、市町村・農業委員会等にご相談ください。
また、府県、近畿農政局にもお気軽に電話にてご相談ください。

※ 借り受けにより経営面積が拡大すること。

【支援の内容】

1 基盤整備（ハード）

- ① 農業用排水施設
- ② 暗きょ排水
- ③ 土層改良
- ④ 区画整理
- ⑤ 農作業道等
- ⑥ 営農環境整備支援
- ⑦ スマート農業導入支援
- ⑧ 管理省力化支援

2 営農の定着に向けた支援（ソフト）

- ① 品質向上支援
- ② 条件改善推進費（定額（年額300万円まで））
- ③ 高収益作物導入支援※2
- ④ 高収益作物転換推進費

お問合せ先

○ 各府県・市町村において、本事業の活用に当たっての御相談・御質問の窓口を設置しています。電話から問い合わせの際には、お住まいの府県・市町村の相談窓口へお問い合わせください。このほか、近畿農政局農村振興部農村環境課でも相談を受け付けております。

農村振興部農地整備課

担当者：経営体育成基盤整備係

代表：075-414-9161

（内線 2568）

ダイヤルイン：075-414-9541



詳細は、以下の近畿農政局HPをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/nouson_seibi/202003.html

農林水産省近畿農政局

企画調整室	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)451-9161	FAX(075)414-9060
滋賀県拠点	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6F	TEL(077)522-4261	FAX(077)523-1824
京都府拠点	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL(075)414-9015	FAX(075)414-9057
大阪府拠点	〒540-0008 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6F	TEL(06)6943-9691	FAX(06)6943-9699
兵庫県拠点	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎4F	TEL(078)331-9941	FAX(078)331-5177
奈良県拠点	〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	TEL(0742)32-1870	FAX(0742)36-2985
和歌山県拠点	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	TEL(073)436-3831	FAX(073)436-0914